

玉野市農業経営支援事業（第2期募集）

資材費等の物価高騰に直面している認定農業者等の経営を支援するため、農業用省エネ機器等を導入または更新するために必要な経費の一部を支援します。

補助対象経費	補助額（税抜き部分を補助）	補助率
省エネ化や省力化、生産性の向上に資する装置・機械等の導入又は更新にかかる購入経費	法人：上限 <u>100万円</u> 、下限 <u>15万円</u> 個人事業主：上限 <u>50万円</u> 、下限 <u>10万円</u>	2/3

対象者：下記の要件をすべて満たす農業者（個人・法人）

- （1）玉野市内に住所又は主たる事業所を有する農業収入のある個人及び法人
- （2）事業完了時において、農業経営基盤強化促進法に定める認定農業者（見込み含む）、認定新規就農者（見込み含む）、又は農業協同組合法に基づいた農事組合法人である者
- （3）事業完了時（令和8年2月12日まで）において、機器等の導入、設置、支払いが完了できる者
- （4）今後も農業を継続する意思があること。
- （5）市税の滞納がないこと。
- （6）暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではないこと。
- （7）第1期募集で上限額の交付決定を受けたものを除く。

補助対象となる農業用の省エネ機器等

1台ごとの本体価格が3万円以上（税抜）の装置又は機械等

・・・参考例示 交付対象機器・・・

- （1）耕うん機、トラクター等耕うん整地用機械
- （2）管理機、播種・定植用機械、肥料散布機、環境制御システム機械等栽培管理用機械
- （3）自走式草刈機、薬剤散布機、貯蔵庫等農畜産物保管用機械
- （4）コンバイン、収穫機、選別機、精米機、梱包機械等収穫調整用機械
- （5）農業用ドローン等スマート農業用機械
- （6）その他の農業用機器

※交付決定前に機器等を契約、発注、購入等した場合は、支援金の交付はできません。

申請期間

令和7年8月1日(金)～令和7年9月30日(火) 消印有効

※期間内であっても予算に達した時点で受付を終了します。

申請書類

<交付申請時>

(1) 玉野市農業経営支援事業支給申請書

(2) 事業計画書・収支予算書

(3) 補助対象経費に係る見積書の写し

☐ 1台ごとの本体価格が100万円（消費税を除く）を超過する場合は2社以上

(4) 機器等の規格、型式、製造番号等が分かるカタログ等の資料

(5) 認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人であることを証する書類

☐ 事業完了時に認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人に認定される見込みの者は誓約書

(6) 省エネ化、省力化、生産性の向上に資する機器等であることが証明できる資料（カタログ等の資料）

(7) 申請者が個人の場合は、運転免許証等の写し、その他本人であること及び住所を証する書類

(8) 申請者が法人の場合は、定款又は規約、及び農事組合法人の場合は、定款又は規約の写しに加えて構成員名簿の写し

(9) 市税の完納証明書

(10) その他市長が必要と認める書類

<実績報告時>

(1) 実績報告書・収支決算書

(2) 補助金交付請求書

(3) 導入機器の写真

☐ 設置状況や型番が確認できるもの

(4) 補助対象機器等の経理書類の写し

☐ 発注書（契約書・注文書等）、納品書、請求書

☐ 交付対象経費の支払いを証する書類の写し

(5) 申請者名義の補助金の振込先として指定する通帳の写し

主な補助対象外経費

（必ず実施要綱をご確認ください。）

① 交付決定よりも前に事業着手（契約、発注、購入等）したもの

② 一般価格や市場価格と比べて著しく高価なもの及び中古品

③ 運搬用トラック、パソコン、バックホーなど農業以外の用途に容易に供される汎用性の高いもの

④ 消費税等

⑤ 機器等に必要な工事費、各種保証、送料、振込手数料等

⑥ 消耗品類に要する経費

⑦ 既存設備・機器等の撤去及び廃棄費用、リサイクル料金

⑧ 補助対象経費以外の経費と混同して支払われており、補助対象経費との支払いの区別が難しいもの

⑨ 支払いにかかる手数料

⑩ 他の補助金の対象となっている経費

申請受付先・問合せ先

玉野市 産業振興部 農林水産課 農業振興係（平日 8:30～17:15）

TEL : 0863-32-5561 FAX : 0863-32-1349

Mail : nourinsuisan@city.tamano.lg.jp